

給水装置工事施行基準の改訂について

(概 要 版)

【変更概要】

- ◆「給水装置工事技術指針」の改訂にあたり、文言や数値の修正をした。
- ◆給水装置工事施行基準に記載がなく、口頭指導している部分について、明記した。

【変更点】

I 給水装置工事施行基準（本編）

◇1.4 給水装置（P.2）

文言を「～で専用するもの。」から「～で使用するものをいう。」に修正した。

◇1.5 給水装置工事の種類（P.2）

「4 工事用臨時仮設工事」を追加した。

◇2.1 表 2.1-2 給水管及び給水用具に適用される性能基準（P.5）

給水管等の各性能基準を見直した。

◇2.2.1 基準適合の証明方法（P.6）

第三者認証機関の社名を修正した。

◇2.2.4 機器類（P.7）

機器類の凡例を変更した。

◇表 2.2-1 標準使用材料一覧表（P.8）

文言「※管理者指定品については芦屋市ホームページを参照のこと。」を追加した。

◇3.1.2 事前協議（P.10）

「表 3.1-2 事前協議必要関係書類」を追加した。

◇3.2.1 給水方式 (P. 11)

記載場所を変更した。

◇3.3 メーター設置基準 (P. 11)

記載場所の変更と文言の追加(「3 受水槽給水方式の場合は、～」の部分)をした。

◇3.4. 直結直圧給水方式の計画使用水量 (P. 12~17)

文言修正及び表・図の配置変更を行った。

◇表 3.5.4 給水用具の最低必要圧力表 (P. 25)

「ガス瞬間湯沸器」を追記した。

◇表 3.5.5 各種管の流速係数 C (P. 26)

管種・係数の表記を変更した。

◇表 3.5-9 メーター適正流量範囲表 (P. 32)

メーター口径 50mm~100mm の瞬時許容最大流量を変更した。

◇表 3.9-1 口径 13mm・20mm・25mm・40mm メーターボックス寸法表 (P. 46)

樹脂製のメーターボックス寸法表を追記した。

◇表 3.9-2 口径 13mm・20mm・25mm・40mm メーター装置寸法表 (P. 52)

表の数値を変更した。

◇3.9.3 メーター両端の構造 (P. 53)

逆止弁内蔵型メーターバイパスユニットの取扱いについて追記した。

◇表 4.1-1 その他必要関係書類 (P. 63)

書類名の変更をした。

◇5.2 竣工検査の受付 (P. 64)

竣工図面等の提出期限について追記した。

II 給水管分岐工事施行基準

◇3.3 分岐の方法 (P. 68)

分岐位置について追記した。

◇4.4 立会検査項目 (P. 78)

項目4、5を追記した。

III 受水槽以下装置施行基準

◇1.1 趣旨 (P. 79)

文言の修正をした。

◇1.4 技術的基準 (P. 79)

法の改正等に合わせて、修正した。

◇2.1 設置位置 (P. 82)

屋外設置の場合を追記した。

◇2.2 受水槽 (P. 82~83)

誤字の修正及び文言の追記（流入口と流出口の位置に関すること）をした。

◇3.1 ボールタップ (P. 85)

文言の修正（取付位置等）をした。

◇3.5 加圧給水ポンプ (P. 85~86)

文言の追加（吸入管に関すること）をした。

◇3.8 非常用給水栓 (P. 86~87)

文言の修正・追加 (設置に関すること) をした。

◇4.5.2 消火用水 (P. 93)

文言の修正・追加 (設置に関すること) をした。

◇5.1 中間検査 (P. 94)

「5.1 中間検査」を追加した。

◇5.2 竣工検査 (P. 94)

文言の追加 (受水槽以下メーターに関すること) をした。